

別表（第9条、第13条関係）

八乙女球場使用料

| 施設の名称                | 使用料                  |        |         |
|----------------------|----------------------|--------|---------|
|                      | 区分                   |        | 使用料の額   |
| 野球場のグラウンド<br>及び観覧席   | アマチュアスポーツに<br>使用するとき | 1時間につき | 2,160円  |
|                      |                      | 1日につき  | 15,120円 |
|                      | その他の催物に使用するとき        | 1時間につき | 8,640円  |
|                      |                      | 1日につき  | 64,800円 |
| スコアボード及び<br>カウントシグナル | 1時間につき               |        | 860円    |
| 放送設備                 | 1時間につき               |        | 860円    |
| 野球審判用具               | 1時間につき               |        | 430円    |
| 夜間照明灯                | 1時間につき               |        | 8,640円  |

備考 使用時間に1時間未満の端数があるときは、当該施設として計算した使用料を徴収する。

別表（第7条、第11条関係）

八乙女運動公園テニスコート使用料

| 区分       | 使用料の額  |
|----------|--------|
| 1面1時間につき | 310円   |
| 1面1日につき  | 2,590円 |

1 営利を目的として使用する場合のテニスコートの利用料金の上限額は、この表に定める利用料金の上限額のは、この表に定める利用料金の上限額の5倍とする。